

川崎市税公告第33号

次の市税に係る納税通知書、税額決定（変更）通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和8年3月11日

川崎市長 福田 紀彦

<納税通知書>

年度	税目	期別	この公告により変更する納期限	件数・備考
令和7年度	市民税・県民税・ 森林環境税 (普通徴収)	2月随時分	令和8年3月31日 (2月随時分)	計3件
令和7年度	市民税・県民税・ 森林環境税 (普通徴収)	3月随時分	令和8年3月31日 (3月随時分)	計27件

<税額決定（変更）通知書>

年度	税目	期別	この公告により変更する納期限	件数・備考
令和7年度	市民税・県民 税・森林環境税 (普通徴収)			計2件

(別紙省略)